



# 観音包括かわら版

2026年2月発行

少しずつ日脚が伸びてきましたが、まだまだ寒い日が続いています。  
今回の観音包括かわら版は、「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」と  
「成年後見制度」のご紹介です。

ACPは人生会議とも言われ、人生の最期をどのように過ごしたいか、  
どんな医療やケアを受けたいかを、元気なうちに自分で考え、家族や医療  
者・ケアチームと話し合い共有しておく取り組みです。

## ステップ1：希望や思いについて考えましょう。

今のあなたの考え方を示しておくことは、将来ご家族などがあなたの気持ちを  
考えて判断するのに役立つでしょう。

例：人生の目標・希望や思いは何でしょうか？

## ステップ2：健康について学び、考えましょう。

医師とあなたの健康について相談することも大切です。病気がある場合には、  
将来どうなるか、どういう治療ができるのか、その治療でどうなるのか学びましょう。

例：主治医に質問してみましよう。

## ステップ3：あなたの代わりに伝えてくれる人を選びましょう。

予期しないできごとや突然の病気で、自分の希望を伝えることができなくなる  
かもしれません。自分で判断できなくなった時に、あなたの代わりに伝えてくれる  
人（代理人）を選んでおくことが大切です。例：あなたの希望を尊重できる人は？

## ステップ4：希望や思いについて話し合いましよう。

医療や生活に関する希望や思いを家族・代理人や医療者と話し合いましよう。  
しっかり話し合うことで、お互いの理解が深まるでしょう。

例：家族や医師は、あなたの希望を知っていますか？

## ステップ5：考えや話し合ったことを記録に残しましよう。

今のあなたの考え方を示しておくことは、将来ご家族などがあなたの気持ちを  
考えて判断するのに役立つでしょう。

◎ 心身の状態に応じて意思は変化することがあるため何度も繰り返し考え  
話し合いましよう。（引用参考元：広島市いきいき人生ノート）

観音地域包括支援センターでは、住み慣れた地域でその人らしく最期まで  
暮らせるよう、ACPについて地域の方々へ普及啓発を行っています。  
カードを使って自分らしく「生きて」いくヒントを得られる研修もあります。  
ぜひご参加ください！



# 成年後見制度をご存知ですか？

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などにより、さまざまな契約の手続きや預貯金の管理などをひとりで行うことに不安や心配のある方を支援する制度です。



このような困りごと・心配ごとがある場合、成年後見制度の利用が選択肢のひとつになります。具体的には、家庭裁判所に利用の申し立てを行い、選任された成年後見人等が財産管理や介護・福祉サービス等の利用契約を本人に代わって行います。また、成年後見人等は本人がよく分からないまま行った契約を取り消すこともできます。

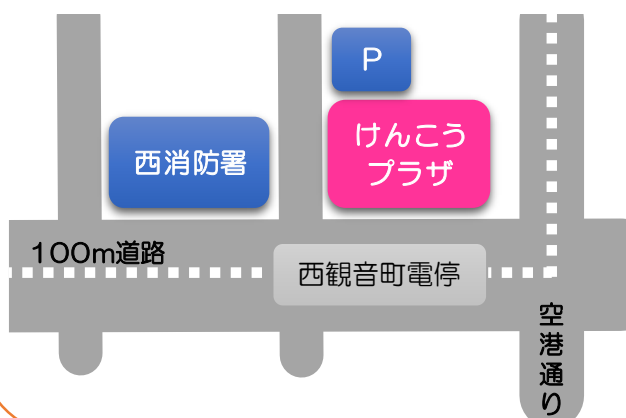
成年後見制度は、利用者の判断能力の状態によって3つの種類に分かれます



利用者がどこに該当するかは、医師の意見や、家庭裁判所が行う調査などによって最終的に家庭裁判所が判断します。成年後見人等に誰が選ばれるかも、適切だと判断した人を家庭裁判所が選びます。例えば、本人の子どもや兄弟などの親族、親族以外では司法書士や弁護士、社会福祉士などが選ばれることもあります。

成年後見制度のご質問やご相談は、観音地域包括支援センターへご連絡ください。

## 広島市観音地域包括支援センター



広島市西区観音町16-19

生協けんこうプラザ 3階

TEL 082-292-3582

FAX 082-292-3172

アクセス：西観音町 電停すぐ

開所時間：月～金 8時30分～17時30分

土 8時30分～12時30分

日・祝日 休み